

佐賀県告示第二百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、森林公園鳥獣保護区及び朝日山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（平成十四年佐賀県告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月三十一日から施行する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十八条第一項」に、「設定する」を「指定する」に改める。  
その（一）の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十四年十月三十一日から平成三十四年十月三十一日まで

その（一）に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、市街地の近くにおいて野鳥の生息場所や移動する際の休憩所となっており、野鳥とのふれあいや観察等を通じた豊かな生活環境の形成を図ることができ、また環境教育の場として適している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を

設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の二中「安良川の第一線堤と第二線堤との交点に至り、同地点から安良川第一線堤に沿って北へ進み」を削る。

その(二)の三を次のように改める。

### 三 存続期間

平成二十四年十月三十一日から平成三十四年十月三十一日まで

その(二)に次のように加える。

### 四 保護に関する指針

#### イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、市街地の近くにおいて野鳥の生息場所や移動する際の休憩所となっており、野鳥とのふれあいや観察等を通じた豊かな生活環境の形成を図ることができ、また環境教育の場として適している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

#### ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護

事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。